

令和2年5月26日

小平市立学校保護者の皆様

小平市教育委員会教育部指導課
小平市教育委員会教育部学務課

令和2年度 6月1日以降の小平市立学校の対応について

平素より保護者の皆様には小平市立学校の教育活動に御理解、御協力を賜り心より御礼申し上げます。小平市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために5月31日まで学校を臨時休業とさせていただいておりましたが、国の緊急事態宣言の解除を踏まえて6月1日より、小平市立学校における教育活動を以下のとおり再開することとしましたので、お知らせいたします。

1 段階的な教育活動の再開について

(1) [第1段階] 6月1日から12日まで

【ねらい】

分散登校により感染状況を踏まえながら教育活動を再開し、新しい生活様式の中での学校生活における行動様式を身に付けさせる。

- ・学級を2グループに分けた分散登校とします。学校は、午前と午後に分けて3単位時間（小学校第1学年は2単位時間）の授業を実施します。
- ・1単位時間の授業は、5分短縮して小学校40分、中学校45分とします。

(2) [第2段階] 6月15日から19日まで

【ねらい】

新しい生活様式の中での一斉学習における行動様式を身に付けさせる。

- ・全ての児童・生徒が一斉に登校し、午前に4単位時間の授業を実施します。
- ・小学校、中学校ともに6月15日（月）より給食を開始します。なお、給食の実施に当たっては、児童・生徒は向かい合うことなく同じ方向を向いて黙食させるなど、感染症対策による配膳や喫食について事前指導を十分に行います。
- ・当面は、給食は可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるような工夫をします。

(3) [第3段階] 6月22日以降

【ねらい】

通常の時程による学校生活において、新しい生活様式の中での行動様式を実践する。

- ・通常どおりの授業日とし、時間割に沿った授業を実施します。部活動も感染症対策を講じた上で、準備ができたところから開始いたします。

<保護者の皆様へ>

○教育活動を再開する6月1日以降は、出欠席の対象となりますが、感染症への御心配や体調不良により保護者の御判断で欠席される場合でも「欠席」の扱いとはいたしません。

○分散登校の方法等については、各学校からお知らせいたします。

2 授業時数の確保に向けた対応について

夏季休業日の短縮や土曜授業の実施により、年度内に学習内容を履修できるよう計画いたします。

(1) 夏季休業日の短縮

- ・夏季休業期間を8月1日（土）から8月23日（日）までとします。
- ・1学期の給食終了日は、小学校、中学校ともに7月21日（火）とします。
- ・2学期の給食開始日は、小学校、中学校ともに8月28日（金）とします。

裏面あり

(2) 土曜授業日の設定

- ・6月以降、振替休業日なしの土曜授業日を、7回程度設定します。

3 教育活動再開後の教育活動について

文部科学省の学校再開ガイドラインや教育活動の再開等に関するQ&A等を踏まえて、感染リスクを低減する目的から次の学校行事等については延期や中止をいたします。

(1) 学校行事等について

- ・以下の学校行事や取組等は、中止します。

運動会、体育大会、陸上競技大会、音楽会、連合音楽会、学芸会、展覧会、学習発表会、合唱コンクール（中学校）、音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室、職場体験（中学校）

- ・宿泊を伴う学校行事は、現時点では、9月以降に延期して実施するよう計画します。
- ・保護者会は、当面の間、学級単位の会のみ実施します。
- ・学校公開は、全て中止とします。なお、保護者様からの個別の授業参観に関する要望等には、感染症対策を講じた上で可能な範囲で対応します。
- ・学校医による定期健康診断は、夏季休業終了後に実施します。
- ・水泳指導（学期中の指導、夏季水泳指導を含め全ての学校プール施設の利用）は中止します。

(2) 各教科等の指導について

- ・授業は、教室等をこまめに換気したり、マスクを着用させたりしながら進めていきますが、感染症対策を行っても、感染リスクが高い学習活動については、当面の間行いません。

(例)

- 音楽科における、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- 家庭科及び技術・家庭科における調理実習
- 体育科、保健体育科をはじめとした学習活動における、児童・生徒が密集したり近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ペア、グループ等、密接した距離で長時間話し合う活動 等

4 児童・生徒の健康管理と出席の取扱いについて

- ・御家庭において、登校前に検温を行い、児童・生徒の体調を把握の上、登校させてください。
- ・児童・生徒に発熱等の風邪症状または強いだるさや息苦しさが見られるときは、登校させずに御家庭で体調の回復に努めてください。
- ・治癒した翌日は、御家庭で経過観察をしていただき、治癒後2日目の朝に症状がないことを確認の上で登校させてください。なお、この場合は、1学期終了時まで、出席停止（欠席日数に計上しない）扱いとします。
- ・同居の御家族に風邪症状が見られ、新型コロナウイルス感染症のり患が疑われる場合も、可能な限り登校させないでください。
- ・登校を見合わせる際には、まず学校に一報を入れていただき、後日、登校届様式（医師による証明は不要）を学校に提出してください。

保護者の皆様におかれましては、御心配をおかけするかと存じますが、小平市教育委員会、小平市立学校では、感染防止対策を実施しながら教育活動を進めるとともに、児童・生徒が、学校生活において感染防止に向けた行動様式を実践できるように御家庭と連携しながら指導を行ってまいりたく存じます。今後とも小平市立学校の教育活動に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎本通知の内容は、令和2年5月26日（火）現在のものであり、今後の状況等により変更となる場合がございますので、御了承ください。